

# 春日井市子どもの家等入退室管理システム導入及び運用業務委託プロポーザル実施要領

## 1 目的及び趣旨

春日井市子どもの家及び子育て子育て総合支援館における放課後児童健全育成事業（学童保育）並びに春日井市ふれあい農業公園における児童の居場所確保事業において、利用児童の入退室日時の電子管理等ができるシステムを導入する。

システムの導入により、保護者に対して児童の入退室時間を通知する機能による安全の確保や、保護者と運営者との双方向の連絡機能による毎日の利用予定人数の把握、保護者への緊急連絡等が行えるようになり、保護者の利便性の向上、職員の業務負担の軽減及び運営の効率化を図ることを目的とする。

なお、システムの選定にあたっては、導入及び運用に係る費用だけでの判断ではなく、総合的にコストパフォーマンスの高いシステムを選定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

春日井市子どもの家等入退室管理システム導入及び運用業務委託

### (2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日

### (3) 業務内容

別紙「春日井市子どもの家等入退室管理システム導入及び運用業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

### (4) 業務に係る経費

ア システム導入費 2,709,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）  
必要物品（ICカード、ICカードリーダー等）の購入費を含む。

イ システム運用費（月額） 196,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）  
システム利用料、システム保守料を含む。

※ 本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

## 3 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

## 4 スケジュール

	項目	日程等
1	参加募集の公告	7月8日（木）～7月30日（金）
2	質問書の提出期限	7月15日（木）午後5時15分
3	質問に対する回答期限	7月21日（水）

4	参加表明期限	7月30日（金）午後5時15分
5	提案書等の提出期限	7月30日（金）午後5時15分
6	プレゼンテーション	8月11日（水）
7	審査結果の通知	8月下旬
8	契約締結	9月中旬

## 5 参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件

次の要件をすべて満たすこと。

(1) プロポーザル参加申出書の提出日現在において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。

(2) 契約締結までの間に、次のいずれにも該当しないこと。

ア 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領による指名停止の期間がある。

イ 春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月19日付け春日井市長、愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けている。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの申し立てがなされている。

※ ただし、会社更生法に基づく更生手続の開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続の開始の決定を受けた者で、再度、入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続の申し立てをなされなかった者とみなす。

(3) プレゼンテーション実施日までに、春日井市入札参加者資格者名簿に登録されていること。

(4) 国税、地方税等の滞納がないこと。

(5) 国や地方公共団体における同様のシステムの導入に携わった実績を有すること。

(6) 協力事業者等を置く場合は、協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせないこと。

## 6 参加申出書の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申出書（第1号様式）

イ 会社概要書（第2号様式）

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※ 3か月以内に発行されたものに限る。

エ 納税証明書等（直近1年度分）

国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する次の書類

(ア) 国 税 法人税、消費税及び地方消費税等

- (イ) 都道府県税 法人都道府県税、法人事業税等
  - (ウ) 市町村税 法人市町村民税、固定資産税等
- オ 次の項目に関する実績を示す書類

国や地方公共団体において同様のシステムの導入に携わった実績が分かるもの（契約書の写し等）

(2) 提出部数

各 1 部

※ 提出書類は全て A 4 判縦 左綴じ

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る。）

※ 郵送の場合は、提出期限までに子ども政策課に到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認すること。

(4) 提出期限

令和 3 年 7 月 30 日（金）午後 5 時 15 分（必着）

## 7 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（第 3 号様式）に必要事項を記入の上、電子メールで照会すること。照会の際は、必ず電話にて着信を確認すること。

(1) 提出期限

令和 3 年 7 月 15 日（木）午後 5 時 15 分（必着）

(2) 提出先

春日井市青少年子ども部子ども政策課

電 話 0568-85-6206

E-mail kodomo@city.kasugai.lg.jp

(3) 回答方法

質問の内容及び回答は、令和 3 年 7 月 21 日（水）までに質問提出者全員に電子メールまたは F A X で通知するとともに、市ホームページにて公開する

## 8 企画提案の概要

仕様書の目的等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」として提出すること。

(1) 業務全体に対する基本的な考え方

企画提案では、本システムの導入に対する基本的な考え方を示すとともに、本システムの運用を通じて、業務の効率化等について提案すること。

(2) 仕様書機能要件一覧に対する回答（第 4 号様式）

仕様書「別紙 2 機能要件一覧」の対応状況について、要件一覧回答書の「対応状況選択欄」で、可能○、代替案で対応（可能であると同様の状況）ができる場合は△を選択し「代替案記入欄」に具体的な内容を記載すること。

全ての要件が必要な事項であると考えているため、代替案においても対応できないと判断した場合は不採用となるので留意すること。また、代替案について、職員

の業務量が著しく増える等、効率的な提案でないと判断した場合は減点対象となる。

(3) 入退室管理システムの利用方法

利用者向けの「ユーザー用の画面」と管理者向けの「管理画面」を示すこと。

ア 利用者の操作方法

イ 管理者の操作方法

(4) 導入支援に係る提案について

ア 管理者（市及び指定管理者）への操作説明会

イ 利用児童の登録等の初期設定に係る支援体制

ウ 問い合わせ対応等の支援体制

(5) 仕様書記載以外の機能に係る提案について

(6) セキュリティ対策について

(7) 提案システムのこれまでの実績について

(8) 業務実施体制（第5号様式）

プロジェクトを統括する責任者及び従事する担当者の氏名、所属及び業務経歴について記載すること。

なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は、事前の承認を得ること。

(9) 見積書

消費税及び地方消費税を含んだ金額及びその詳細な内訳を記載した次の書面を提出すること。なお、インターネット環境等の整備状況については、仕様書「別紙1 入退室管理システム設置施設一覧」を参照すること。

ア システム導入に係る費用の見積書

必要物品の購入費用を含む。

イ システム運用に係る費用の見積書（月額費用）

システム利用料、システム保守料等の他に、一時的に必要な費用がある場合もすべて記載すること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書

A4判縦（A3判の折り込み可）

合計30頁以内（表紙を除く、出力帳票のサンプルも含める。）とする。

(2) 提出部数

10部（見積書は押印不要）

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る。）

(4) 提出期限

令和3年7月30日（金）午後5時15分（必着）

(5) 提出先

春日井市青少年子ども部子ども政策課

電 話 0568-85-6206

E-mail kodomo@city.kasugai.lg.jp

(6) その他

- ア 社名の記載は提出書類の1部のみとし、残りの9部には記載しないこと。
- イ 提出された書類は返却しないものとする。
- ウ 企画提案書の内容については、委託者に帰属するものとする。
- エ 提案は1案とする。
- オ 郵送の場合は、提出期限までに子ども政策課に到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認すること。
- カ 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。

10 審査及び決定

(1) 審査

書類の提出があった者（以下「提案者」という。）を対象に、企画提案書内容による審査及び提案者によるプレゼンテーションを実施し、「春日井市子どもの家等入退室管理システム導入及び運用業務委託業者選定審査委員会」において審査のうえ、最優秀者及び次点者を決定する。なお、審査の結果、最高点になった者の評価点の合計が満点の6割未満の場合は決定しない。

(2) 審査基準

別紙「評価基準」のとおり

(3) プレゼンテーション

ア 実施日

令和3年8月11日（水）

※ 会場、順番、集合場所等については、別途通知する。

※ 参加申込数により実施日が変更になる場合がある。

イ 出席者は統括責任者を含め3名までとする。なお、今後実務を担当することになる者を同席させること。

ウ 企画提案書以外の追加資料の配付は認めない。

エ プレゼンテーションの時間は、説明15分、質疑応答10分の計25分を予定しているが、参加申込数により変更する場合がある。

オ パソコン等の準備は、前者終了後の調整時間である5分以内とする。

カ プレゼンテーションは各提案者が用意したパソコン（パワーポイント等のソフト入り）を用いて説明すること。

キ プロジェクタ（EPSON社製 EB-485W）及びケーブル（VGA及びHDMI）は市で用意する。機種仕様等については、事前に確認する。

ク 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

ケ プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 結果通知

審査の結果は、8月下旬に提案者全員に対して文書で通知する。

(5) 契約

ア 最優秀者を本業務に係る契約候補者とし、見積書徴収の相手方とする。

イ 見積書徴収は、9月中旬を予定している。

ウ 契約方法は、随意契約とする。

エ 最優秀者が契約を辞退または契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

オ 契約手続は、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）及び春日井市入札者心得書の定めによる。

11 その他

(1) 企画提案書の作成及びプレゼンテーションへの参加に要した費用は、応募者の負担とする。

(2) 提案を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（第6号様式）を提出すること。